



最低賃金が改訂されました。10月分の給与から適用になりますので、必ずチェックをお願いします。
今回は、人事コンサルより、社員の方が目標を決める際に必要なフレームワークについてお話させていただきます。

目標設定の質を高めるフレームワーク「SMART」

ML 人事評価

4月から半期評価のサイクルで人事評価を運用されている企業様では、下期の目標設定を進めていらっしゃるかと思います。

今回は目標設定の代表的なフレームワーク「SMART」を紹介します。

これは以下の5つの基準を表す英単語の頭文字をとったものです。

S	Specific (具体的に)	明確で具体的な表現になっている
M	Measurable (測定可能な)	目標の達成度合いが本人/上司ともに判断できるよう、定量化(数値化)して表せていることが望ましい
A	Achievable (達成可能な)	努力を伴い達成可能な現実的内容かどうかを確認する
R	Related (経営目標に関連した)	設定した目標が上位の部門目標や全社目標の達成に繋がる内容にする
T	Time-bound (時間制約がある)	いつまでに目標を達成するか、その期限を設定する

この5つを意識して目標設定するだけでも、目標の質は大きく改善します。例えば「一生懸命仕事に励む」「販売個数を増加させる」といった曖昧な目標では、ただの努力目標になってしまいますし、評価が主観的にならざるを得ません。上記5つの観点を意識しつつ、上司/部下間でしっかりコミュニケーションを取って目標設定することが重要です。

最低賃金が改訂されます！

10月より全国で最低賃金が改訂されます。給与計算の際には、必ず最低賃金を下回っていないかチェックしてくださいね。

■主な都道府県の最低賃金

	改訂後	改訂前	発効年月日
東京	1,041	1,013	令和3年10月1日
神奈川	1,040	1,012	令和3年10月1日
埼玉	956	928	令和3年10月1日
千葉	953	925	令和3年10月1日
大阪	992	964	令和3年10月1日
兵庫	928	900	令和3年10月1日
京都	937	909	令和3年10月1日
奈良	866	838	令和3年10月1日
和歌山	859	831	令和3年10月1日
愛知	955	927	令和3年10月1日

■最低賃金のチェック方法

(1) 時間給制の場合	時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
(2) 日給制の場合	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額) ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、 日給 \geq 最低賃金額(日額)
(3) 月給制の場合	月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合	出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合	例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

■最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

1. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
2. 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
3. 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
4. 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
5. 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
6. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>